

## 覚書

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）と中京大学（以下「大学」という。）は、大学の学生、卒業生及び教職員（以下「学生等」という。）を日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティア（以下「JICA ボランティア」という。）として派遣する事業（以下「本事業」という。）に関し、以下の事項について双方が合意したことをここに確認する。

### （目的）

第1条 本事業は、大学の知見・人材を有効に活用することにより、アルゼンチン共和国における柔道技能の向上を図るとともに、大学の国際協力分野における人材育成に資することを目的とする。

### （協力の範囲）

第2条 双方は、前条の目的に資する非公開募集案件（募集対象を学生等に限り、一般に公開しないもの。以下「連携案件」という。）を実施する。連携案件の内容については別紙のとおりとする。

なお、学生等の JICA ボランティアの派遣に関しては、各回の JICA ボランティア募集期間の最終日において、満 20 歳以上の者に限るものとする。

### （大学の義務）

第3条 大学は、学生等を JICA ボランティアとして連携案件に派遣するに際し、学内の支援体制を整備するとともに、以下の事項を行う。ただし、第5号に関しては、卒業生に対してはこの限りではない。

- (1) 意欲と能力のある学生等の人選及び JICA への推薦
  - (2) 派遣前の学生等に対する説明、派遣準備（語学学習支援等）
  - (3) 派遣期間中の連絡体制の維持
  - (4) 派遣期間中の学生等に対する活動支援
  - (5) 派遣期間中の学生等の身分措置（単位取得・付与、休学措置等）
  - (6) 学生等による活動成果の蓄積・広報・普及
  - (7) 学内での報告会の実施
- 2 大学は、連携案件に推薦しようとする者（以下「推薦対象者」という。）のリストを添付した推薦状を、応募締切日までに JICA に提出する。
  - 3 大学は、連携案件に加えて、JICA ボランティア事業の学内における啓発を行うとともに、公募による JICA ボランティア募集案件（以下「公募案件」とい

う。)への応募勧奨を行う。

(JICAの義務)

第4条 JICAは、推薦対象者がJICAによる選考に合格することを条件に、これら学生等をJICAボランティアとして派遣する。

2 JICAは、前条第3項に規定する大学が実施する啓発及び公募案件への応募勧奨に関し、必要な協力をを行う。

(協力期間)

第5条 本覚書に基づく協力期間は、署名の日から2020年5月31日までとする。ただし、双方の書面による合意の上、協力期間を延長することができる。

(定期協議の開催)

第6条 本覚書の円滑な実施及び改善等に向けた意見交換を行うため、双方は原則年1回、定期協議を開催する。本事業に係る詳細は定期協議において双方協議の上で取り決める。

2 前項に定める定期協議の参加メンバー、日時及び場所等の詳細は、その都度双方が協議して定める。

(経費負担)

第7条 本覚書に定める連携案件の実施については、双方それぞれの予算措置の範囲内で行うものとし、本覚書により相手方に対して特定の経費負担の責めを負うものではない。

(秘密保持)

第8条 双方は、本覚書に関し知り得た相手方等（連携案件の配属先その他の関係機関を含む。以下同じ。）の情報（以下、「秘密情報」という。）について、相手方等の事前の書面による承諾なく第三者に開示・漏洩してはならず、また、第1条に定める目的以外のために秘密情報を利用してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合を除く。

- (1) 法令等又は裁判所若しくは官公庁の命令に従って開示を要求されたもの。
- (2) 相手方等から知得する前にすでに公知であるもの。
- (3) 相手方等から知得する前に自らが所有していたもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から、合法的な手段により秘密保持義務を伴うことなく取得したもの。

2 双方は、第5条に定める協力期間の満了後も、前項に基づく秘密保持の義務

を負う。

- 3 JICA は、JICA 職員等に対して、前 2 項に記載された義務を遵守させるものとする。
- 4 大学は、学生等に対して、第 1 項及び第 2 項に記載された義務を遵守せるものとする。
- 5 大学又は JICA は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じるとともに、速やかに相手方等に報告しなければならない。
- 6 大学又は JICA は、相手方等から秘密情報の提供を受けた場合は、本覚書の有効期間終了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、相手方等の指示に従つて、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（複製物を含む。）を相手方等に返却し、又は、相手方等の指示に従つて当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄しなければならない。

#### （個人情報保護）

第 9 条 双方は、本覚書に基づく連携案件の実施の過程において、又は本覚書に関連して相手方から取得した個人情報等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に定める個人情報を指し、以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、予め相手方の承認を得た場合は、この限りではない。
    - イ 個人情報等を第三者に提供し、その内容を知らせること。
    - ロ 個人情報等について、改ざん又は本事業の実施に必要な範囲を超えて利用、提供、複製すること。
  - (2) 個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じること。
  - (3) 個人情報等の漏えい、滅失又はき損その他本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに相手方に報告し、その指示に従うこと。
  - (4) 個人情報等の業務への使用を終了した時は、速やかに個人情報等を相手方に返却又は判読不可能な方法により消去し、その旨を相手方に通知すること。
- 2 前項の規定は、第 5 条に定める協力期間の満了後も引き続き効力を有するものとする。

(覚書の修正及び終了)

- 第 10 条 本覚書は、双方の書面による合意の上、協力期間中であっても、その内容を修正し又は終了することができる。ただし、終了する場合は既に実施中又は実施決定済みの連携案件に影響を与えないよう、最大限配慮する。
- 2 当初予期できなかった事情等により、大学又は JICA が本覚書の継続が困難と判断する場合には、相手方に対し、終了希望日の 60 日前までに本覚書の終了を書面で申し入れることができる。

(合意書の締結)

- 第 11 条 JICA ボランティアとして派遣される学生等は、派遣前に「派遣前訓練に関する合意書」及び「JICA ボランティアの派遣に関する合意書」を JICA と締結する。

(その他)

- 第 12 条 本覚書の修正が必要な場合、本覚書の運用に関する疑義が生じた場合又は本覚書に定めのない事項に係る疑義等が生じた場合には、双方の協議により審議し、解決するものとする。

本覚書は正本を 2 通作成し、双方がそれぞれ各 1 通を所有する。

2017 年 6 月 16 日

独立行政法人国際協力機構  
中部国際センター所長  
阪倉章治

中京大学  
学長  
安村仁志

阪倉章治

安村仁志